

# 平成28年度第2回図書館協議会会議録

【日時】 平成28年10月29日（土）午前10時00分～12時00分

【場所】 キックス3階 特別会議室

## 【会議次第】

1. 開会
2. 館長あいさつ
3. 会長あいさつ
4. 平成27年度図書館年報について
5. 図書館アンケート集計結果について
6. 図書館事業評価にかかるお知らせ便について
7. その他図書館活動について
  - ①図書館ホームページのバナー広告事業について
  - ②課題解決型図書館サービスをすすめるための、郷土歴史資料のあり方について

## 【出席者】

（委員）佐藤敏江会長、今木秀和副会長、小山克年委員、中平久美子委員  
溝端秀幸委員、浅尾千草委員

（事務局）生涯学習部長橋本、館長森下、館長補佐有村（司会）、花井主査（説明・記録）

【傍聴者】 0人

## 【会議資料】

- ・平成28年版（平成27年度）河内長野市立図書館年報
- ・河内長野市立図書館アンケート集計結果
- ・図書館事業評価に係るお知らせ便
- ・図書館ホームページのバナー広告事業について
- ・課題解決型図書館サービスをすすめるための、郷土歴史資料のあり方について

1. 開会

(委員、事務局の紹介)

2. 館長あいさつ

事務局から、出席委員が6名であり、河内長野市図書館協議会規則(以下「規則」という)第3条第2項の規定により本会議が成立したとの報告。

3. 会長あいさつ

(議事進行は議長である会長にお願いする)

4. 平成27年度図書館年報について

(事務局から説明)

(会長)

事務局からの説明がおわりました。ご意見等がありましたら、お願いします。

(委員)

年報の項目は毎年同じでしょうか。

(事務局)

「ホームページ・館内OPACのアクセス件数」を新たに加えています。

人口の割には多くアクセス数は多いようです。

図書館所蔵の郷土資料を用いた学芸員・職員の派遣による講座の実績等も加えています。

(委員)

一般書貸出ベストを見ると貸出回数が411回とありますが、図書館には何冊くらいあるのですか。

(事務局)

図書館3冊、公民館各1冊、自動車文庫1冊で最大12冊です。

読み終えた分で寄贈されたものもあります。

(委員)

人気の本は、一年ぐらい待つのですか。

(事務局)

はい、待ってもらっています。

(会長)

図書館で買うのは3冊ということですが、ベストセラーとかよく読まれるものですか。

(事務局)

ベストセラーはだいたい予想できますので、その範囲で買っています。

(会長)

30位までぐらいは何冊買うのですか。

(事務局)

予約の件数にもよりますが、公民館などの分を含め最大12冊です。

(委員)

図書館の機能からすると、人気のある本の複本購入に重点をおくのか、それとも他の本の購入も意識し、予算を充てるべきなのでしょうか。

(会長)

どのように買うかは図書館の永遠の課題です。

「火花」(芥川賞受賞作)ですと、大阪市が97冊。分館を含め20数館あるので、一館あたり約4冊。岡山県立図書館が97冊か98冊ぐらいです。

97冊だと書棚2段にはなりませんから、利用しなくなったらどうするのか。

複本として多数買うのは、問題になっていて、出版社は図書館が買うから本が売れないといえます。図書館資料の収集方針で決めていると思います。たとえば予約が何件入ったら買うとかを決めていると思います。もし、たくさん買うということであれば収集の方針を出して処置を考えた方がいいのではないかと思います。

(事務局)

図書館がベストセラーを複本購入し無料で貸し出すので、被害を受けているという出版社側の主張が時々新聞などに掲載されたりしています。

ただ、2003年の出版界と図書館界で行った実態調査で、図書館が無料で提供することが、出版界に対して打撃を与えているとは言えないという結論になっています。最近、本図書館に納入している書店さんから聞き取ったことですが、「50冊も100冊も同じ本を買うということには疑問を感じるが、本館が買っている程度では影響はないと思う」とのことでした。

(会長)

予約が何件以上あったらもう一冊買うとかではないと思います。「2年待ちます」「5年待ちます」いう人がいるということは、ベストセラーを買わず、借りられるから読むという人がいるということなのだと思います。

(会長)

他に質問は、ありますか。 図書館の方からは補足はありますか。

(委員)

11ページの「利用実績」のところで登録者1人あたりの貸出冊数とありますが、個人のみですか、それとも団体も含めた数になっているのでしょうか。

(事務局)

個人だけになります。

(委員)

団体に借りたものは実績としてはどこになりますか。

(事務局)

団体利用は、17ページの一番上に掲載しています。表の一番上が団体です。その下に個人と団体を足した分が載せてあります。団体にはまだまだ借りていただける余地があると考えています。ちなみに個人と団体利用合わせた全館では1,159,176点の貸出になります。

(委員)

団体は、学校とか企業とかですか。

(事務局)

団体は、学校、放課後児童会、地域の文庫活動をしている団体やグループホームなどの福祉施設も入っています。

(会長)

個人と団体を分けているというのは利用の集計方法が違うということでしょうか。団体だとまとめて100冊とか貸し出ししますか。

(事務局)

貸出冊数は200冊、期間は90日間です。

統計を分けている理由としては、貸出の期間が異なりますし、目的も若干異なるでしょうし、個人と団体のそれぞれの目的に基づいて行っていることなので、個人と団体の利用を区分して挙げています。

(委員)

団体に貸し出ししている場合は団体の中でどのように活用しているかそこまではわからないということですね。

(事務局)

図書館の施行規則の中で団体というものを規定していますが、登録要件に合致していれば登録します。貸し出した後の活用方法は団体の自由ですので、こちらではわかりません。

(会長)

それでは、団体の件はよろしいでしょうか。

(委員)

15ページの(4)のところの広域登録者数なのですが、大阪市や八尾市、富田林市、橋本市などは相互利用に入っているのに、河内長野と隣接している

堺や和泉市が入っていないのはなぜですか。

(事務局)

平成24年から広域の相互利用を実施しています。これは資料の図書館相互の貸出とは異なり、個人が各自治体の図書館で利用登録して貸し出しを受けられるというものです。

経緯としては、平成24年に生涯学習のフィールドを広げようと河内の中部ブロックで広域利用実施する時に八尾市や松原市と広域利用の協定を結んでいた大阪市も加わりました。その後、南河内の町村や金剛三市（河内長野市、五条市、橋本市）と社会教育施設の相互利用にあわせて図書館の相互利用を進めていこうとの話があり、平成25年で現在の形になりました。

堺市や和泉市ですが、平成26か27年くらいに広域相互利用を和泉地域で実施されました。南河内では以前から、隣接の堺市との広域利用ができないか打診していました。堺市としては広域利用を始めたばかりで、その実績も出ない中で新たに進めるのは難しい、また、同地区の他市町村にも影響が出るので今のところは考えてないという説明でした。

ただ、新しい動きとしてオール大阪として全府域内で図書館の広域利用を行ってほしいという声もあります。それが進めば、堺市とも協定を結ぶ可能性が出てくると思います。

南河内では河内長野や羽曳野の貸出しの持ち出しが多くなっていますが、堺市も他市の住民が集中してしまっていて貸出しが増えると、税金で整備した資料が他市の住民に使われることになり、その辺のバランスを考えて慎重な姿勢をとられているようです。

(会長)

広域利用は利用だけに留まっているのか、それとも河内中部ブロックとして資料の収集とか保存でも連携する方向にしているのでしょうか。

(事務局)

以前から南河内の図書館では、新聞の縮刷版の保存をそれぞれ各市で割り振って、河内長野だったら毎日新聞を主に保存するといった形で分担していました。そういった部分をやっていく上では南河内の社会教育の連絡協議会の中の図書館部会が有効に働いていると思います。

(会長)

ありがとうございます。他に図書館から追加することはありますか。

(事務局)

あと注目して頂きたいのは8ページの6番目予算・決算です。

24年度の試算表の中では資料費総額は3000万円ありました。

それが25年、26年、27年と進むうちにつれて28年度の今度の予算ですけど、2660万円程度に下がってきています。なかなか財政的には厳しい状況になっているところをご理解頂きたいです。

(委員)

予算の減り方ですが、減り方というのは市全体の比率で減っているということですか。図書館関係がその中でも減額が大きいということはないのですか。

(事務局)

それはないと思います。

予算の組み方は全般的にマイナスシーリングでやっていくという形になっていて、財政事情が厳しい中で、図書館だけが特に減らされているということはありません。そこで、一般財源だけでは無くて他に基金とかを活用して資料費を確保したいと考えております。

市全体が立ちゆかなくなったら図書館についてどうこう言うどころではなくなってしまうので、その辺のところは考えながらと思っております。

## 5. 図書館アンケート集計結果について

(事務局から説明)

(会長)

事務局から説明が終わりました。皆さんから質問はありませんか。

(委員)

例えば車で来られたり自転車で来られたり家から散歩コースの方はよく利用されると思うのですが、遠い人には図書館の位置がちょっと利用しにくい場所ではないかといつも思っているのですが。

(事務局)

八つの公民館の図書室とも連携しておりますので、そこで本の予約をしたり受け取ったりすることができますし、自動車文庫も23ステーションございます。また、広報として図書館、自動車文庫や公民館図書室の案内チラシを全自治会に回覧用に年1回はお送りしています。

(委員)

開館時間とか日数のところに意見はなかったですか。

(事務局)

開館時間については、長く開いていて助かっていますっていうご意見が多かったです。

(委員)

特に不満とかそういう意見はありませんでしたか。

(事務局)

「財政も厳しい折、今のままで充分です」というご意見もありました。

(委員)

不満という方のコメントが気になります。

夜間まで開けて、ほとんど毎日開館している中で不満を言う方がいるのならどんな点なのかが気になります。話が飛びますが、夜間も開けて、図書の充実も図っていく中で、費用をどこにかけるかという時に、土日は家で過ごしたり用事をこなし、夜に図書館に行こうかという人もいるとは思いますが、月～金は夜間の利用人数も少ない。図書の充実から考えると、図書館の総経費に占める資料費を上げれば、もっと利用が伸びるのではないのでしょうか。このアンケートはどういう趣旨で取られたのでしょうか。

(事務局)

基本的には図書館利用者の状況の把握です。

(委員)

他に、市民向けの理由づけのひとつにすることもできるのではないですか。

(事務局)

毎年行うことで、利用者ニーズがどのように変わってきているかということも押さえ、また今おっしゃられたような夜間開館や運営のあり方についても、参考にすることができると思います。

(委員)

週のうち二日ぐらい休館してでも資料代を確保できるなら、市民に理解していただけるかなという気がします。

(会長)

勤めている人は夜間しか来られない可能性もあるから考えてしまいますね。他に意見はありませんか。

(委員)

このアンケートは毎年8月3日から17日ぐらいまでしているのですか。

(事務局)

去年は5月と秋に2回、今年は8月に行いました。

(委員)

学校が夏休みの時期というのはそれ以外の時期と同じ状況を反映していないのではないですか。一般的な入館者の状況を反映していると言えないのではと思うのですが。

(事務局)

自習利用の学生の声も聞けたことは良かったと思います。

(会長)

例えば、去年の5月と10月に取ったアンケートと今回8月で取ったアンケートで大きく変わったところが出てきたとしたら、夏休みの影響かなと思うん

です。それを踏まえて何か把握していますか。

(事務局)

満足度などはいつも同じような傾向です。資料の充実という意見が変わらず多いです。職員に対する満足度が高いというのも同じような傾向です。

(委員)

10代の利用頻度を例えば今年でしたら75人ですが、去年の5月でしたらどうでしたか。単純にそこだけ見ると夏休みに実施というのはちょっとどうでしょうか。

(会長)

アンケートの取り方を毎年同じ時期にするのか、また季節による変化をみると考えるか、その辺を考慮に入れて今後は実施していただくということによろしいでしょうか。

(委員)

毎年のこのアンケートが何処に置いてあるか目立っていないので、司書さんとかに「今、アンケートやっていますから」って声掛けて頂いて「どこ、どこ？」といつも探します。図書館から遠い人たちの意見っていうのが反映されないというのも、自動車文庫にアンケートを乗せることも大事だと思うし、公民館の図書室に図書館アンケートを置いてもいいと思います。図書館に来なくても利用できる方法があるということをどのように周知するかが大事かなって感じます。

(会長)

私も実際アンケートをとったことがありまして、利用者の方は面倒ですから、なかなか書いてくれないんです。そこで、子ども室に来ている親御さんに頼むと結構書いてくださります。職員が「アンケートをお願いします」と声を掛けるとか、鉛筆とかを置いて書きやすい状況にするとか、そういうことをしていくと回収率が上がると思います

(事務局)

昨年5月のアンケートですが、「図書館のあり方」をまとめる上での検討材料だったので、その時期に実施しました。その時は各カウンターで手渡しして、ご案内しています。鉛筆も定期的にチェックしました。そして、10月にも実施したのですが、この時は記載台に置いているだけの形にしました。5月の方は、回答者が1200もしくは1300ぐらいありましたが、10月の方は500もいっていませんでした。そこで今回の28年8月に行ったアンケートは手渡し実施しました。数字的には先の2回の間ぐらいの人数になったと思います。手渡しやアンケートの台をもうちょっとわかりやすいような形に変えたりもしました。

(会長)

アンケートはただ答えているのではなく、そのアンケートによって図書館の

運営方針も変わるんだというところを利用者がわかるように強調して、それがうまく伝われば回収率も上がるかと思うんですが。

(委員)

先程、(図書館入口に) ウェルカムボードみたいな物を設置と言われていましたが、あれはすごく人気があり、評判良いですね。私の回りではよく聞きます。今日もちゃんとチェックしてきました。それぐらい目立ったらアンケートも良いと思います。

(会長)

アンケートの結果がこのようになったので、図書館はこう対応しましたみたいな事例があると、アンケートに答えることで図書館が動くんだと実感してもらえるかもしれませんね。また、いい案がありましたら、お願いします。

他はよろしいですか。

(会長)

では次の6の.図書館事業評価に係るお知らせ便についてお願いします。

## 6. 図書館事業評価に係るお知らせ便について

(事務局から説明)

(会長)

事務局から説明終わりましたので、質疑お願いします。

(委員)

オンラインデータベースは何種類が使えるのですか。あと貸出の冊数はわかるのですが、入館者数はどのようにカウントされているのですか。大学図書館だと入るときにゲートでカウントするようになっているのですが。

(事務局)

入館者数は同じくゲートでカウントしています。

(事務局)

オンラインデータベースは、図書館の2階調査相談コーナーの調査相談カウンター向かい側に一席設けていまして、そこの端末をご利用いただけます。

種類としては、新聞記事検索が朝日新聞の「聞蔵」、読売新聞の「ヨミダス歴史館」、官報、「ジャパンナレッジ」や法情報総合データベースの合計5つをいれています。その端末席ではインターネットも使えるようにしています。

(会長)

他に質問はありませんか。

(委員)

危機管理のところで防火以外に地震が起きた時の想定で訓練などは考えてい

ますか。

(事務局)

お知らせ便中の「大阪880万人訓練」がそれで、南海沖で震度6弱の地震が起きて河内長野市も揺れたという想定の下でやっています。その中では地震発生に対応して職員が書架を回って点検し、利用者へ「テーブルの下に隠れてください」、「大きな本を利用して頭に被っていただいて物が落ちてくるのに備えてください」。というような声掛けするという訓練をしています。

(会長)

ありがとうございます。他に追加事項はありませんか。

それでは、7番その他図書館活動についてということで、「図書館ホームページのバナー広告事業について」をお願いします。

## 7. その他図書館活動について

### ①図書館ホームページのバナー広告事業について

(事務局から説明)

(会長)

事務局から説明が終わりましたので、質疑に移ります。

(事務局)

市では広告による収入の増に取り組んでおり、各部署でもバナー広告事業などの検討が求められておりました。図書館のホームページにバナー広告をつけることについてご感想とかご意見を頂けたらと思っております。

いろいろなご意見を頂けたらと思います。

(会長)

年報の話のところでもどれだけお金がかかるか話が出たのですが、図書館のところに入れた場合も市の歳入ですよね。図書館は例えば一件広告を取ったらそのうちの半分はバックされるということではないですよね。

市の歳入増に図書館も協力してはいかがですかということですね。

(委員)

市が全体として方針を出したときに図書館がそれはできないとかいう話ではないのではないかと。市の方針としてこのような流れがあるので、みなさん知っておいてくださいということですか。

ホームページは市が一番肝心に抑えてる部分だし、市がやっぱり全体として、媒体の中で広告をどこまで使えるかを検討した結果でそのような流れになったなら、あえてこの会議で反対とか、バナー広告は表に出てるだけの話なので、図書館の中身の問題とはぜんぜん関係のない話なのではないですか。

(会長)

たとえば図書館で載せるバナー広告によって図書館が推薦しているように誤

解されることはないでしょうか。

(委員)

バナー広告の中には、やっぱり社会的にどうなのかとかいろんな市全体としてはそういうルールを持っていると思います。

(会長)

図書館に載せるなら、そのところは気をつけないといけないと思います。

(委員)

それは多分、市全体としても同じで図書館だけが言われるのではないと思います。

(事務局)

今、ご懸念頂いていることについては、市の方としてはこのような形で広告料収入を上げるということを方法として提示しています。あと、ホームページの所管については一定のルールの上に、私どもの方では都市魅力戦力課が担当しているのですが、あとは直接管理している部局の方がそれを担当することになっております。

今、ご懸念を頂いているようなことについては、図書館のイメージを損なうような広告主についてはお断りするようなことも検討しないといけないと思います。決定権につきましては、図書館の方で持っているということになるかと思えます。

(会長)

受けた窓口課でどここのホームページが良いと仕分けをするのでしょうか。

(事務局)

その点については、図書館が代理店と契約を結んで、広告を募集するというような形になると思います。

(会長)

表に出てくるのが、図書館ですか。

(事務局)

そうです。図書館のホームページに掲載する分については図書館の方ということですが。

(会長)

では市役所の方でというよりは図書館がバナー広告載せて良いですよとなった場合、企業の方が図書館のバナー広告に載せてくださいと、市役所に言うのではなく図書館に載せてくださいと言ってきて載せるという感じなのですね。

(事務局)

そうですね。市を経由する場合もあるかと思いますが、広告料ですとか、公

序良俗に反するものかどうか、というような一定のルールのもと、用件を備えておれば図書館のホームページに掲載するという形で募集をするということです。

それと総合的な効果を狙っているところもあり、バナー掲載によっては図書館のイメージをさらに魅力的に発信することも可能ではないかと考えます。

ご指摘のように反対のようなイメージを植え付けるようなこともあろうかと思えますけども、そういうわけでバナー広告について、実際のところ各図書館HPを見てみると載せてないフロントページの方が圧倒的に多いわけです。それこそ広告主が応分の広告料を支払ってそこに載せるわけですから、今申しましたように、どれだけ応募して頂けるかという課題もあります。

(事務局)

また、先ほどの図書館のアンケートの中でもありましたが、静かな読書環境を求められるというのが日本においてはあると思うんです。しかしながら外国では静かな図書館というイメージはぜんぜんなくて、図書館行ったらべらべらしゃべる所だという国があり、図書館についてもいろいろイメージがありますので、今回、図書館のホームページの中でもし広告をつけた時に皆さんがどんなイメージをもたれるのかということとあり、お聞かせ願った次第ですが、ご意見を伺ったところでは、あまり敏感に考えなくてもいいのかなと思っています。

(会長)

私は大阪市のホームページを何回か、予約するため開いたことがあります。バナー広告が載っていたというイメージがないのです。すぐ目的のページに行ってしまうから、あんまり見ないということもありますが。自分が蔵書検索するならパッと蔵書検索のページに行ってしまうので、実態としてはなかなか利用者としてのイメージがないのかもしれないですね。

(事務局)

大阪市の場合は、図書館のホームページは多分、教育委員会がいろいろガイドラインで絞っていると思います。だから、市役所のトップページに比べると図書館に載せている業者はかなり絞られているのではと思います。細かく規程を決めているので、変な言い方なんですけど、図書館のイメージにそぐわないような業者は入り込みにくい。ただ、一方で申込者は減るということが考えられます。

(会長)

収入の一割でもいいから図書館に入るといいのですが。

(委員)

市当局に言いやすくなる事はあると思いますね。

この収入をまるまる市の本体で取るのではなく図書館へ回せと。

(委員)

そんな意見出てきますよね。今、お金が減って資源がない中でどんな努力を

しているか、税金以外でなんかしているのかっていう話になったとき、こういう部分でちょっとでも活用できるところは工夫してますと説明にはなりますよね。

(会長)

昔から貸出のレシートの裏に印刷するとか貸し出し一覧の下に印刷するというのは、前々からされている図書館がありましたけどね。

(委員)

雑誌のカバーにつけている広告があるじゃないですか。あの収入は図書館には入るのですか。

(事務局)

雑誌というのは消耗品で買っているのですが、あれは事業主が書店と契約して、その雑誌を図書館に納品してもらおうという形を取っています。図書館が今までその雑誌に出していた予算を出さなくていいことになり、その分を他の消耗品とか、実際には奥河内読書マップとかの印刷費にあてています。

(委員)

それはダイレクトに図書館にとって利益のあることなのですね。  
そうだと良いですね。

(事務局)

広告収入の部分は図書館費の特定財源として確保されて入ってくる形にはなるとは思っています。

(会長)

なんか始めるときに条件というか希望を出しておけば、将来に繋がりますね。他にご質問とかご意見とか・・・

(委員)

特に質問なければそれでいいと思います。  
同時に今、会長がおっしゃったようなそういう意見が強く出ましたので、それを伝えておくということではないのでしょうか。  
ここで協議会としてそういう事を決めましたと言う話じゃないと思います。

(会長)

それでは、次に課題解決型図書館サービスをすすめるための、郷土歴史資料のあり方についてですね。説明をお願いします。

②課題解決型図書館サービスをすすめるための、郷土歴史資料のあり方について

(事務局から説明)

(会長)

事務局から終わりましたので、質疑に移ります。

(委員)

この古文書をデジタル化する場合、費用がかかると思うのですが、それはどこが負担するのですか。図書館ですか。

(事務局)

図書館の予算ですが、これは別にソフト事業ということで上げて、採択されたら図書館の予算としてつくという形になります。なかなかの金額になってきます。

(会長)

ここでデジタル化というのが出ているのですが、デジタル化して図書館で原本を見ずにデジタルで見てもらおうという意味なのか、最終的には例えばホームページにそのデジタル化したものを掲載して、来なくてもとりあえず家から入手できるような方式のところまで考えてらっしゃるのかどちらでしょうか。

(事務局)

最終的には今、ホームページ公開までいきたいと思っています。参考までに本図書館のホームページの中で一件だけすでに公開しているものがあります。

それは、業者が無料でやってくれた分です。見て頂けたらと思います。

(会長)

ホームページのどこから見ることができますか。

(事務局)

トップページの左の郷土資料のアイコンです。「大和日記」とか「天誅組」ってご存知でしょうか。巻物があるのですがこれをデジタル化して写真に撮ったものと、そしてそれを活字で起こした文章の両方みられるものがあります。

(委員)

そのプリントアウトを家からできますか。

(会長)

古文書を学んでいらっしゃる方はその原本をデジタル化していただければ、それを家で印刷して、家で読むことができる。どうしても読めないものだけ今度は逆にデジタルじゃなく、現物を見に行くということになるのではないのでしょうか。もうひとつの課題は保存です。デジタルの時にカメラだと白黒きつい場合もありますので、カラーの方が読みやすいかなと個人的には思っていますが、そうすると耐用年数とかいろいろ問題もあると思います。デジタル化をされるときには何にするかというのを考えていただきたい。意見を皆さんから聞いて、いい方をとっていただきたいと思います。

(事務局)

生涯学習部では文化財の保護ということで全体的にはその所有者がそのままそれを保存継承していただくというのを基本にしています。

ただ、とりわけ文献資料は先ほど申しましたように二十数年の市史編さん室の歴史の中でたくさん現物資料を集めており、今おしゃって頂きましたようにモノクロによる写真の資料とか、そういったものも有ります。現物として持っていますので、公文書館的な役割を本図書館が担っていると思っています。

公開をさせていただくということなのですが、現時点においては、「市史」とか研究資料とかである程度公開されているものもあります。取り急ぎは目録を作成するということが当面の大きな目標になるかと思えます。保存と合わせましてそういった形のものを作成するための作業をやっていくことになるかと思えます。

非常にセンシティブな資料もありますから、一定の形をとりながら公開方法を決めていくということになると思います。

(会長)

質問とか、特にありませんか。

(委員)

図書館の機能としては、例えば楠木正成でも調べるといろんなこと出てきますよね。ところが河内長野でいったい楠木正成ってどんな状況だったのかというのが古文書とかがもしあれば、好きな人はここへ来ればネットで調べられなかったもっと細かいことが見られるという、そういう流れが出てくると図書館も別の意義がでてくるのではないのでしょうか。そういう話もしていかないと多分、単にデジタル化しますというだけではどうかと思います。強いて言えば河内長野のイメージが良くなるという面でそういう資料がちゃんと整理されていってることが望ましくないですか。

(会長)

古文書講座をされているので、やっぱり利用できる資料をもっと増やしていくことが大事ですね。

(事務局)

市の方では総合計画はもちろんですけども、教育大綱の中でもふるさと学を進めていくというのをひとつの柱として立てています。その一環で郷土歴史資料の啓発もあわせ、資料を保存しながら公開していきたいと考えています。

(会長)

それではみなさん。もっと何か付け加えることがありましたら・・・  
よろしいでしょうか。

(委員)

前回出た読書日記なのですが、ボランティア活動をしているみなさんからは好評です。図書館で作ってくださる読書日記はなんか茶色の紙で手づくりなんだけど高級感があるので、いい感じなのだそうです。ところが公民館の図書室

でいただくのは緑色、黄色の紙やピンクの紙で刷られていて、そっちでもらった人は、図書館でもらった方がずっといいじゃないかと思っただけです。同じものを作ってもらえたらうれしいと申ししておりました。

(事務局)

最初の頃は色画用紙を使っていました。そこからもうちょっと質を落とさせてもらっています。庁内で印刷しているので、今の方が経費をかけずに安定して提供できると考えています。

(会長)

それでは、最後に皆さん疑問が残らないように何かありませんか。

(事務局)

本日、配らせていただいた資料をご覧ください。実は年末年始特別開館の見直しについてという題のA4版のものです。

(事務局から年始特別開館の中止について説明)

(会長)

年末には特別な枠があるのでしょうか。

年末年始の休みですので、普段だったら10冊のところを少し多めに貸出をするというのはあるのですか。

(事務局)

返却期間を延ばしています。

(会長)

特別開館をやめるなら冊数増やしますというようなことがあったらよいのではないですか。

(委員)

今、20冊借りられるのですよね。これ以上増やしてもらってもどうでしょうか。

(会長)

それはそうなのですが、もし冊数増やしても大丈夫ですよと言うと何も無いよりはいいと思います。開館の時に来られても借りてくださいと言う形の方が納得する人が多いかなと思います。

ほかにご意見もないようですので協議会を終了します。

協議会の存在意味が今日あったと思います。

今後の予定を館長の方からどうぞ。

(事務局)

ありがとうございました。いろんな貴重なご意見頂きまして、反映できない

事になってしまうこともあると思いますけれども、各方面からのご意見を頂ける協議会は、私どもにとって大変貴重な場だったと考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

さて、今後の予定は第3回目の協議会を来年の2月くらいに開催したいと考えています。後日、日程の調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。 本日は、誠にありがとうございました。